

国内経済要録

◇預金担保貸付金利の最高限度に関する申合せの改訂

全国銀行協会連合会および都長銀・信託24行、全国相互銀行協会ならびに全国信用金庫協会では、預金担保貸付金利の最高限度に関する申合せをそれぞれ次のように改訂し、いずれも12月1日から実施することとした。この結果、都長銀・信託24行の場合預貸利ぎやの一部例外を除き0.25%となる。

預金担保貸付金利の最高限度

(年利・%、カッコ内は利ぎや)

		1年半年定期預金担保			1年定期預金担保			その他預金担保		
		全銀協	都長銀 信託	相銀協 全信協	全銀協	都長銀 信託	相銀協 全信協	全銀協	都長銀 信託	相銀協 全信協
一件 百万 円超	引下げ後	据置き	据置き	相銀 6.25 (0.75) 信金 据置き	据置き	据置き	相銀 6.00 (0.75) 信金 据置き	5.25 (0.50)	据置き	5.75 (1.00)
	引下げ前	5.75 (0.25)	5.75 (0.25)	6.50 (1.00)	5.50 (0.25)	5.50 (0.25)	6.25 (1.00)	5.50 (0.75)	5.00 (0.25)	6.25 (1.50)
一以 件 百万 円下	引下げ後	6.00 (0.50)	据置き	6.75 (1.25)	5.75 (0.50)	据置き	6.50 (1.25)	5.50 (0.75)	5.00 (0.25)	6.00 (1.25)
	引下げ前	6.25 (0.75)	5.75 (0.25)	7.00 (1.50)	6.00 (0.75)	5.50 (0.25)	6.75 (1.50)	5.75 (1.00)	5.50 (0.75)	6.50 (1.75)

◇輸入承認制の改正等について

通産省では11月24日、輸入貿易管理令を改正し、輸入届出制の導入および輸入担保制度の廃止を実施することとした。その概要は次のとおり。

(1) 輸入届出制の導入(12月20日実施)

現行輸入承認制に一部変更を加え、通常の輸入の場合は輸入承認(I/Lの得取)に代えて「輸入届出」で足りることとする。ただし、非自由化品目の輸入および通産大臣の事前許可を要する輸入(標準外決済を伴う輸入、南ローデシアなど特定地域からの輸入)などは、従来どおり輸入承認を要する。

なお、貨物を輸入しようとする者が為銀に提出し、その確認を受けることとなっている「輸入届出書」の内容は、①商品名、原産地、船積み地域、外国為替金額の各項目を含む「輸入の内容」欄、②信用状、取立手形、送金為替の種類別および前払、一覧払、後払の別を記載する「決済方法」欄、③「外国為替決済に関する銀行証明」欄、④「通関」欄から成っており、こ

れらは現行の輸入承認証の主要項目とさほど変わらないものになる予定。

(2) 輸入担保制度の廃止

現行輸入担保制度に関する輸入貿易管理令上の該当規定を削除。なお、同制度に基づく輸入担保比率は昭和45年5月18日以降0%とされていたので実質的な影響はない。

◇貿易外送金の自由化範囲の拡大

大蔵省は11月17日、対外経済政策推進の一環として、渡航外貨持出し限度額の撤廃など貿易外送金手続のいっその簡素化を図り関係省令を改正、24日から実施することとした。その概要は次のとおり。

(1) 海外渡航

渡航費に関する為銀承認限度額(一般渡航3,000ドル、留学渡航1日当たり15ドル)を撤廃することとし、渡航関係申請はすべて為銀限りで処理。なお、購入外貨の旅券への記入を全面的に廃止。

(2) 小額送金

原則として送金目的を問わず、貿易外支払報告書を為銀に提出するのみで自由に外貨送

金ができる、いわゆる小額送金の自由化範囲を「1件1,000ドル」から「1件3,000ドル」に拡大。ただし、金の輸入代金、技術導入計画に基づくロイヤルティなどの非自由化項目については現行どおり要許可。

(なお、通産省所管の貿易関係貿易外の小額送金についても、11月20日以降その自由化範囲が1,000ドルから3,000ドルに拡大される)。

(3) 雑送金

著作権・出版権の対価、広告宣伝費、市場調査費その他雑送金について設けられていた為銀限り承認限度額を廃止するとともに、「在日外国人の帰国持出金」、「在日外国人の経常的所得の本国向け定期送金」など従来本行の許可を要した案件を金額限度なしに為銀承認に移す(証ひょう書類を欠く等のため為銀で処理できない案件は日本銀行で許可)。

ただし、贈与については、為銀で処理できる範囲を従来どおり「親族贈与」に限ることとするが、その金額限度を「1件2,000ドル」から「1件5,000ドル」に引上げ。

(4) その他

- イ. 来日観光客などの非居住者が、使用未済円貨を本邦出国の際に外貨へ再交換する場合の限度額を現行の「200ドル」から「1,000ドル」に引上げ(当該非居住者が外貨交換証明書を所持している場合は、外貨交換額の範囲内で再交換できることは従来どおり)。
- ロ. 外国政府との間の借款供与に関する取決めに基づく本邦からの役務の提供や、輸銀、海外経済協力基金、協融銀行の行なう取引などについての規制を撤廃。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、最近における米国短期金利の動向にかんがみ、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
改訂前	6.75%	6.875%	7.00%	7.125%
11月7日以降	6.75	6.75	7.00	7.00